

医療局

医療局病院経営本部

安全・安心に暮らすことのできる最適な保健・医療提供を目指して

医療局・医療局病院経営本部では、よこはま保健医療プラン及び横浜市立病院中期経営プランに基づき、市民の皆様が将来にわたり安全・安心に暮らすことができ、必要な方に良質な医療が届くよう、最適な保健医療の提供に向けて取り組んでいます。

今後は、医療と介護の複合的なニーズを有する85歳以上の高齢者の急速な増加や、生産年齢人口の減少により、少子・高齢化の影響がより深刻になる2040年を見据えて、市民目線・スピード感・全体最適の視点と人権意識を持ちつつ、施策を推進していきます。

- 【施策1】未来につながるがん対策【重点】
- 【施策2】2040年に向けた医療提供体制の構築【重点】
- 【施策3】医療体制の充実・強化
- 【施策4】保健医療施策の推進
- 【施策5】脱炭素の取組
- 【施策6】能登半島地震を踏まえた災害対応力の強化
- 【施策7】市立病院における取組と経営

地域医療体制の確保と救急・災害時医療体制の充実

■ 2040年に向けた医療提供体制の構築 (地域医療課、医療政策課)

病床機能の確保

高度急性期・急性期を担う病床は将来も充足が見込まれる一方で、回復期・慢性期は現状の病床数と比べて、需要増加が見込まれるため、病床機能の転換や増床などの対策を進めています。

地域における医療連携の推進

限られた医療資源をより効果的・効率的に活用しながら患者の状態に応じた最適な医療等のサービスを提供できるよう、ICTを活用した地域医療連携ネットワークや、遠隔医療体制(遠隔ICU)の構築等、情報通信技術の活用を推進しています。

医療に関する総合的な市民啓発

医療をより身近に感じ、自分自身のこととして捉えてもらえるよう、局内横断的に多様な媒体や手法を活用した広報を展開しています。

■在宅医療の推進と医療・介護連携 (地域医療課)

横浜市医師会と協働し、在宅医療を担う医師への支援や、医療・介護従事者等に対する相談支援を実施する「在宅医療連携拠点」を全区で運営するほか、病院から在宅

療養に円滑に移行するための啓発や多職種による研修など、在宅医療と介護の連携を推進しています。

また、自らが望む人生の最終段階での医療・ケアについての意思決定を支援する「人生会議(アドバンス・ケア・プランニング)」の啓発に取り組んでいます。

さらに、人工呼吸器などの電源が必要な医療的ケア児・者等を対象とした災害時個別避難計画の策定に向けて、検討会を開催するなど準備を進めています。

■地域中核病院への支援(地域医療課)

必要とする医療サービスをいつでも適切に受けられるよう、救急医療や高度・専門医療等の機能を備えた地域の中核となる病院を方面別に整備しています。地域の医療機関との密接な連携のもと、市内の医療水準の向上を図ります。

・恩賜財団済生会横浜市南部病院

所在地：港南区港南台3-2-10

TEL045-832-1111(代)、FAX045-832-8335

開院：昭和58年6月 病床数：500床

・聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院

所在地：旭区矢指町1197-1

TEL045-366-1111(代)、FAX045-366-1172

開院：昭和62年5月 病床数：518床

・独立行政法人労働者健康安全機構横浜労災病院

所在地：港北区小机町3211

TEL045-474-8111(代)、FAX045-474-8323

開院：平成3年6月 病床数：650床

- ・昭和医科大学横浜市北部病院
所在地：都筑区茅ヶ崎中央 35-1
TEL045-949-7000（代）、FAX045-949-7117
開院：平成 13 年 4 月 病床数：689 床
- ・恩賜財団済生会横浜市東部病院
所在地：鶴見区下末吉 3-6-1
TEL045-576-3000（代）、FAX045-576-3525
開院：平成 19 年 3 月 病床数：562 床
- ・独立行政法人国立病院機構横浜医療センター
所在地：戸塚区原宿 3-60-2
TEL045-851-2621（代）、FAX045-851-3902
開院：平成 22 年 4 月 病床数：490 床

■看護人材確保対策の推進（地域医療課）

急速な高齢化の進展や医療の高度化により、保健医療業務に携わる看護人材の養成・確保とその質の向上が必要になっています。

そのため、横浜市医師会及び横浜市病院協会の看護専門学校の運営支援及び潜在看護師の復職支援を継続するとともに、人材確保に不安を抱える市内の病院（特に病床数 200 床未満の病院）を対象とした採用・定着支援などに取り組みます。

■産科医療対策（地域医療課）

産婦人科医療の充実や産婦人科医師の負担軽減を図ることを目的とした産科拠点病院を 3 か所指定しています。

また、分娩を取り扱っている医療機関の維持に対する支援などに取り組んでいます。

その他、子育て等により当直ができない医師の代替として医師を確保した医療機関に対し補助を行うなど勤務環境改善支援にも取り組んでいます。

■がん検診（がん・疾病対策課）

がんは、本市における死因の第 1 位を占めており、これを早期に発見し治療に結びつけることは、がんによる死亡率を減少させるために最も重要な対策のひとつです。このため、各種がん検診を実施医療機関等で実施しています。

- 1 肺がん検診、大腸がん検診（40 歳以上対象、年一度に 1 回）
- 2 胃がん検診（内視鏡検査又はエックス線検査）（50 歳以上対象、2 年度に 1 回）
- 3 子宮頸がん検診
 - (1) 細胞診検査（20 歳以上 29 歳以下及び 61 歳以上の女性対象、2 年度に 1 回）
 - (2) HPV 検査（30 歳以上 60 歳以下の女性対象、原則 5 年に 1 回※年齢・検査結果による）
- 4 乳がん検診（40 歳以上の女性対象、2 年度に 1 回）
- 5 前立腺がん検診（PSA 検査）（50 歳以上の男性対象、年度に 1 回）

■総合的ながん対策（がん・疾病対策課）

「横浜市がん撲滅対策推進条例」の制定を受け、平成 26 年 7 月に「がん対策推進会議」及び「関係課長会議」を設置し、庁内体制を整え、各区局の関わる事業の実施状況について情報共有し、全庁的にがん対策に関わる取組を積極的に進めています。また、「よこはま保健医療プラン 2024」において、がんに関する部分は、条例に基づき策定しました。

市内のがん診療連携拠点病院等との連携、すい臓がん早期診断プロジェクトの推進、乳がん対策、小児・AYA 世代のがん対策、メタバースを活用した小児がん患者支援、がん患者及びその家族等への支援、がん治療と仕事の両立支援、緩和ケアの充実、がんに関する各種調査及びがん研究に対する支援、市民の皆さんへの広報等の取組を総合的に実施しています。

■救急医療事業（救急・災害医療課）

救急医療体制

救急患者がその症状の程度に応じて、適切な診療機能を持つ医療機関に受け入れられるよう、初期・二次・三次の救急医療体制の整備を進めています。

・初期救急医療機関

休日、夜間等医療機関の診療時間外に初期救急患者の受入先を確保するため、救急医療体制を整備するとともに、初期救急医療施設に対し運営に係る経費の補助を行っています。

- 1 夜間急病センター（中区桜木町：指定管理者：市医師会）
- 2 北部夜間急病センター（都筑区牛久保西：市医師会運営）
- 3 南西部夜間急病センター（泉区和泉中央北：市医師会運営）
- 4 休日急患診療所（18 か所：各区医師会運営）

・二次救急医療機関

24 時間 365 日内科・外科の救急患者を受け入れる二次救急拠点病院及び 24 時間 365 日小児救急患者を受け入れる小児救急拠点病院を整備し、運用しています。

また、これらの拠点病院に加え、中等症以下の救急患者を対象に、各病院の輪番制により、夜間及び休日の診療を行っています。

加えて、妊娠婦、胎児及び新生児の救急患者の受入れの円滑化を図るために、産婦人科診療所等と連携している周産期救急連携病院を整備しています。

さらに、特に緊急性を要する疾患（脳血管疾患、急性心疾患、外傷）について、円滑かつ適切な医療を提供できるよう、疾患別の救急医療体制を構築しています。体制参加病院のリアルタイムな応需情報を収集し、その情報を救急隊と共有することで迅速な救急搬送につなげています。

・三次救急医療機関

重篤な患者の救急医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリヤンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③昭和医科大学藤が丘病院（青葉区）、④国立病院機構横浜医療センター（戸塚区）、⑤済生会横浜市東部病院（鶴見区）、⑥横浜市立みなと赤十字病院（中区）、⑦横浜市立市民病院（神奈川区）、⑧横浜労災病院（港北区）、⑨横浜南共済病院（金沢区）の市内

9か所の救命救急センターで、また、ハイリスクの妊娠婦、胎児及び新生児の一貫した管理を行う専門的な周産期医療を①横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）、②聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（旭区）、③県立こども医療センター（南区）の市内3か所の周産期センターで行っています。

加えて、横浜市の外傷診療の拠点として、交通事故や多発外傷などの重症外傷患者の救急搬送を24時間体制で受け入れる重症外傷センターを、横浜市立大学附属市民総合医療センター（南区）と済生会横浜市東部病院（鶴見区）に併設して整備しています。

・その他の救急医療関係

(1) ドクターカー運用事業

高齢者を中心に救急需要が増加傾向にある中で、医師による早期の医療介入を図り、救急患者の重症化の防止・救命率の向上と、患者の症状に応じた最適な医療機関へとつなげていくため、市民病院併設の救急ワーカステーション等から出場するドクターカーを運用しています。

(2) 外国籍市民救急医療対策補助事業

市内在住の外国籍の方が、市内の救急医療機関に入院し治療を受けた際に生じた医療費の未収金について、当該医療機関に対して補助を行っています。

(3) 精神疾患を合併する身体救急医療体制事業

精神疾患を合併する身体救急患者のうち、診療や救急活動に支障を生じる程度の症状（特定症状）のある方については、精神科の体制の整った特定症状対応病院に搬送する体制を整えています。また、一般の救急医療機関に搬送した後に精神疾患の特定症状が発現した場合、特定症状対応病院がバックアップする体制も構築しています。

■災害時医療体制（救急・災害医療課）

総合調整・指揮機能の強化

市災害対策本部内に医療調整チームを設置し、各区災害対策本部医療調整班と連携して、災害時医療の総合調整と指揮機能を司ります。また、市医療調整チーム及び区医療調整班に災害医療アドバイザーとして医師を配置するとともに、市医療調整チームには新たに災害薬事アドバイザーとして薬剤師を配置することで総合調整機能の強化を図っています。さらに、非常用通信機器を整備して、災害時における情報通信体制の一層の充実強化を図るほか、医療関係団体等で構成する災害医療連絡会議を平時から設置し、災害時医療に関する意見交換や情報共有を行っています。

緊急性・重症度に応じた医療提供体制

傷病者の緊急性や重症度に応じた医療提供体制を構築し、主に重症者を受け入れる災害拠点病院のほか、中等症者を受け入れる災害時救急病院、軽症者を受け入れる診療所、地域防災拠点等に対する医療救護隊による巡回診療等、本市の医療資源の総力を結集した医療提供体制を構築しています。さらに、市外からの応援医療チームを適切に配置調整し、医療体制の充実と強化を図ります。

医薬品等の備蓄及び供給体制

医療救護隊が用いる医薬品等を市内の薬局で備蓄するほか、各区の休日急患診療所や区役所でも備蓄しています。さらに医薬品等が不足する場合には、市薬剤師会の協力を得て薬局から拠出していただくほか、市内医薬品卸業者との協定に基づき、医薬品等を調達します。他都市等からの医薬品救援物資は、横浜薬科大学との協定に基づき、物流拠点の一元化と適切な集積・管理、仕分けができる体制を構築しています。また、全ての地域防災拠点において、市民の皆様自らが使用できる応急手当用品を配備しています。

横浜救急医療チーム（YMAT）の運営

横浜市内で発生した自然災害や交通事故等の災害現場で、消防局との連携により迅速に出動し、救命のための的確な医療活動を実施する医師、看護師等により構成される横浜救急医療チーム（YMAT）全9隊を運用しています。

■歯科保健医療推進事業（地域医療課）

歯科医療体制の充実を図るため、横浜市歯科保健医療センターの運営に係る経費の補助を行っています。

横浜市歯科保健医療センターでは、夜間、休日昼間の歯科診療のほか、通常の歯科診療では対応困難な心身障害児・者の歯科診療、通院が困難な在宅療養者や入院患者、施設入所者等への訪問歯科診療を実施しています。

健康で安全・安心な生活の確保

■感染症・食中毒発生時対応（健康安全課）

感染症及び食中毒に対して健康危機管理係で一元的に対応し、迅速で統一的な対応を行っています。

感染症対応

感染症予防のため、市民の皆さんへの啓発や施設等関係者に対する研修を行うとともに、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、患者発生時に、健康危機管理係と各区福祉保健センターが連携して積極的疫学調査や関係者の健康診断等を行い、感染症の感染拡大防止に努めています。

さらに、感染症の発生動向を把握し、予防対策を図るために、27の疾患等について、市内218か所の患者定点医療機関からの患者発生数の報告及び市内17か所の病原体定点からの検体提出に基づく検査結果をもとに、発生状況を集計・分析し、医療機関等に情報提供しています。

食中毒対応

食品衛生法に基づき、食中毒発生時に、迅速かつ的確な調査により、病因物質、原因食品、汚染経路などを究明し、事故の拡大や再発防止を図っています。

令和6年度市内食中毒発生状況

件数	44件
患者数	479人
死者数	0人

■結核対策（健康安全課）

結核は感染症法において二類感染症に位置づけられ、感染症対策の一環として対応を行っています。

各区福祉保健センターでは、患者発生時の調査、接触者の健康診断等を行い、感染拡大防止に努めるとともに、啓発活動や罹患率の高い対象群への健康診断の実施など早期発見のための対策を推進しています。

また、患者の治療完遂のために服薬支援をはじめとする患者支援を行っています。

令和5年

結核罹患率 8.0（人口10万人対）

結核患者数 301人

■エイズ対策（健康安全課）

エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及や感染者・患者への理解の促進を重視し、各種イベントや各区福祉保健センターにおける予防啓発、市民ボランティア活動の支援等を実施しています。

各区福祉保健センターでは感染者・患者の早期発見のため、相談及び無料・匿名のHIV検査を実施しています。さらに受検者の利便性を図るため夜間及び土曜・日曜の即日検査を実施しています。なお、令和6年度は1,790件の検査を実施しました。

また、感染者・患者が安心して医療を受けられるよう、エイズ治療拠点病院と連携して、受け入れ体制の整備を進めています。

■予防接種（健康安全課）

感染症の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るために、次の定期予防接種を行っています。

予防接種の種類

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、五種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ、ヒブ）、四種混合（ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ）、BCG、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がん予防、新型コロナウイルス（高齢者等）、インフルエンザ（高齢者等）、成人用肺炎球菌（高齢者等）、風しん5期（成人男性）、帯状疱疹（高齢者等）

実施場所：予防接種協力医療機関

令和4年度から積極的勧奨を再開している子宮頸がん予防ワクチンについては、令和6年度が救済措置実施の最終年度となることから、対象者全員にハガキを送付し個別勧奨を行うとともに、新たに定められた令和7年度中も公費での接種が認められる国の経過措置について、希望者が接種の機会を逃がさぬよう、未接種者約11万人に通知を送付しました。

また、令和6年度から定期接種となった新型コロナワクチンについては、令和6年10月から定期接種を実施するとともに、令和7年度から新たに定期接種に位置づけられた帯状疱疹ワクチンについては、対象者約21万人に個別通知を送付し、接種費用の半額程度を助

成したうえで、令和7年7月から定期接種を開始しています。

■新興感染症対策（健康安全課）

平時から市民に対して感染対策等の啓発に取り組むとともに、感染症予防計画に基づいて、感染症対策の人材育成や訓練を実施しました。

また、新興感染症発生時に必要な医療資器材の備蓄を行っています。さらに、新型インフルエンザの発生に備え、医療従事者等が予防内服するための抗インフルエンザウイルス薬を横浜市薬剤師会との協定に基づき、市内薬局等で循環備蓄しています。

今後も横浜市医師会や医療機関、横浜市薬剤師会等との情報共有や対策を検討する「新型インフルエンザ等対策医療関係者連絡会」を運営し、保健・医療体制等に関する連携強化を図っていきます。

■保健統計（健康安全課、医療安全課）

厚生労働省委託統計調査として、人口動態調査をはじめ保健統計調査（地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、病院報告）、国民生活基礎調査、医療施設調査などを実施しています。

■食品衛生（食品衛生課）

市内で流通・製造・販売される食品の安全確保を目的として、食品中の残留農薬、食品添加物や細菌等に関する検査、アレルゲン表示等の食品表示の点検、飲食店等に対する監視指導等を行っています。

令和6年度は、特に生や加熱不十分な食肉による食中毒予防対策や、社会福祉関連施設におけるノロウイルス及びウエルシュ菌による食中毒予防対策、アニサキスを始めとした魚介類による危害発生防止対策として、食品等取扱施設への監視指導を強化し、啓発を実施しました。
食品衛生営業許可、監視指導など

各区の福祉保健センター等では、食の安全・安心を確保するため営業施設に対する許認可、監視指導及び食品等の抜取検査を行い、施設の衛生確保や違反・不良食品の排除に努めています。

- 1 飲食店等、食品衛生法関係32業種の許認可
- 2 野菜果物販売店等、食品衛生法に基づく営業届出業種の届出受理
- 3 施設、設備や食品の取扱いについての監視、指導
- 4 食品等の抜取検査

保健所食品専門監視班では、市内の大規模な食品製造施設、大量調理施設などを対象に監視指導、抜取検査、自主衛生管理の支援などを実施するとともに、市内量販店からの抜取検査やインターネットで流通する食品の買取検査、市内の大型イベントでの監視指導等も行っています。大規模食中毒や食品の重大な違反が発生した際には、区福祉保健センターと連携し緊急対応を行っています。令和6年度は、横浜マラソン2024が開催され、大会前・期間中の食品衛生対策を実施しました。

食品表示については、適正表示を推進するため、市内を流通する食品の抜き取り検査や、食品取扱施設の監視、食品等事業者に対して食品表示に関する知識の普及啓発を行っています。令和6年度は、消費者が栄養成分表示を活用できるよう、動画を作成し、啓発を行いました。

H A C C P (ハサップ) (Hazard Analysis and Critical Control Point : 食品等事業者自らが、食品の製造・出荷までの全工程の中で、食中毒菌汚染等の危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理する衛生管理の手法) に沿った衛生管理が義務付けられたことを受け、食品等事業者に H A C C P に沿った衛生管理の継続に向けた支援を行いました。引き続き食品関係団体と協力しながら、H A C C P に沿った衛生管理の導入及び継続を情報面・技術面で支援し、食の安全を確保します。

表1 食品衛生営業許可、監視指導などの状況 令和6年度

食品 営 業 関 係 施 設 数	51,484 施設
許 可 等 申 請 件 数	8,519 件
監 視 指 導 件 数	24,334 件
検 察 検 体 数	3,601 件
違 反 数 (率)	12 件 (0.3%)
行 政 処 分 件 数	44 件

リスクコミュニケーションの推進

消費者、食品等事業者と行政が食に関する意見交換を行うリスクコミュニケーションの一環として「食の安全を考えるシンポジウム」を開催しています。令和6年は、食の安全を考えるシンポジウム「実はよく知らない?冷凍食品の世界」を開催しました。

食品衛生の普及

食品関係者や消費者等を対象に普及・広報事業を実施しています。

- 1 食品衛生責任者や消費者等を対象とした衛生講習会の開催
- 2 食の安全に関するホームページ「食の安全ヨコハマ WEB」による情報提供
- 3 8月1日の「市民食品衛生の日」を中心とした「食中毒0」を目指す食中毒予防キャンペーンの実施

食品に関する相談

「利用した店が不衛生だった」「購入した食品に異物が混入していた」など、令和6年度は市民の皆さんから738件の相談を受け、施設の改善指導や原因究明などを実行いました。

食肉衛生検査所

所在地 鶴見区大黒町3-53

TEL 045-511-5812、FAX 045-521-6031

安全で衛生的な食肉を供給し、食肉から起こる事故・危害を未然に防ぐために、主に次の業務を行っています。

- 1 と畜場法に基づいて、食肉動物（牛、馬、豚、めん羊、山羊）を1頭ごとに検査し、食用に適さない食肉の流通を防止しています（令和6年度は、168,426頭）。また、と畜場施設及びと畜場内を衛生的に保つために、監視指導の実施や HACCP の支援を行っています。
- 2 牛海綿状脳症（BSE）について、全ての牛の特定部位（異常プリオンたんぱく質が貯まる部位）が

確実に除去されていることを確認し、さらに起立不能等の行動異常又は神経症状を呈する牛については、スクリーニング検査も実施します。

- 3 食品衛生法に基づいて、食肉市場内の食肉（枝肉、カット肉）の衛生検査を行うとともに、食肉市場での取扱いが衛生的に行われるよう、監視指導を実施しています。
- 4 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づいて、市内全域にわたる食鳥処理場等の許可調査、監視指導、HACCP の支援、疾病の確認・状況報告の受理業務を実施し、安全で衛生的な食鳥肉の確保に努めています。

中央卸売市場本場食品衛生検査所

所在地 神奈川区山内町1

TEL 045-441-1153、FAX 045-441-8009

食品衛生検査所では、市場に入荷する食品について、食中毒細菌、ノロウイルス、放射性物質、食品添加物、残留農薬、抗菌性物質、貝毒等、食品衛生法に基づく試験検査を実施し、不良食品の排除に努めています。

また、市場内及び場外関連業者に対し、施設・設備の衛生管理や食品の衛生的な取扱いに関する監視指導を行っています。

令和6年度は1,859件（福祉保健センター等の抜き取り検体を含む）の食品について微生物・理化学等の検査を実施するとともに、2,600件の監視指導を実施しました。

なお、南部市場物流エリアにおいては、引き続き食品の流通拠点として活用されているため、本場食品衛生検査所から出張して監視・抜き取り検査を実施しています。

■環境衛生（生活衛生課）

環境衛生営業関係業務

次の営業施設に対する許認可及び監視指導等を行い、安心して利用できるよう、施設の衛生確保に努めています。

- 1 旅館（ホテル、旅館等）
- 2 興行場（映画館、コンサートホール等）
- 3 公衆浴場（一般公衆浴場、サウナ等）
- 4 理容所、美容所、クリーニング所等
- 5 墓地、納骨堂、火葬場
- 6 プール、海水浴場
- 7 温泉
- 8 化製場等

表2 環境衛生営業施設、監視及び相談件数 令和6年度

種 類	施 設 数	監 視 件 数	相 談 受 付 件 数
計	11,866	2,329	4,937
旅 館	401	229	764
興 行 場	98	55	146
公 衆 浴 場	293	246	431
理 容 所	1,547	362	229
美 容 所	5,014	742	1,372
クリーニング所等	1,358	418	321
墓 地 等	2,727	14	1,289
プ ー ル 等	145	118	138
温 泉	60	78	79
化 製 場 等	223	67	168

施設数は令和7年4月1日現在

住宅宿泊事業法関係業務

民泊の適正な運営等について定めた「住宅宿泊事業法」に基づき、住宅宿泊事業の届出受付事務、関係局と連携した指導監督業務を行っています。

市内で事業を実施している届出住宅の件数は234件です（令和7年4月1日現在）。

生活環境衛生指導

安全で衛生的な生活環境を守るために、次の事業を行っています。

- 1 ねずみ・ハチ・ダニなどの防除相談、講習会の開催
- 2 室内空気（シックハウス等）の相談対応、講習会の開催
- 3 水害による浸水家屋への衛生対策指導
- 4 公害苦情に対する初期対応、調査

受水槽等の水の安全

ビル・マンションの受水槽に対して、安全で衛生的な飲料水を確保するために、次のことを行っています。

- 1 維持管理の指導
- 2 計画・設計段階の事前指導

ビルの衛生対策

興行場、百貨店、事務所などの大規模な建築物の衛生的な環境を確保するために、次のことを行っています。

- 1 建築物の計画・設計段階の事前指導
- 2 建築物の衛生管理の指導
- 3 建築物の空気環境の検査
- 4 建築物清掃業などの事業者の登録、適正業務指導

また、社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の指導を行っています。

家庭用品の衛生対策

衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等の家庭用品について、有害な化学物質による健康被害を予防するため、次のことを行っています。

- 1 家庭用品取扱店舗の指導
- 2 家庭用品の試験検査

災害時の生活用水確保

災害時に生活用水を確保するため、次のことを行っています。

- 1 災害応急用井戸の指定
構造検査、水質検査の結果、洗浄水などの生活用水として利用可能な井戸を指定
指定件数 1,795件（令和7年4月1日現在）
- 2 災害応急用井戸の簡易水質検査の実施

■動物愛護管理（動物愛護センター）

動物愛護センターは、「人と動物が共に快適に暮らせる環境づくり」を推進する拠点です。動物愛護や適正飼育の普及啓発事業を行っています。

また、動物関係団体や市民ボランティア等との協働により、収容動物の譲渡を更に進めるとともに、市民の皆さんの自主的活動を支援する交流の場としても運営しています。

所在地 神奈川区菅田町75-4
TEL 045-471-2111、FAX 045-471-2133

狂犬病予防業務

飼い犬の登録・狂犬病予防注射を促進するため、次の業務を行っています。

1 登録済の犬の飼い主に狂犬病予防注射の案内状を送付するほか、広報よこはま、福祉保健センターからのお知らせ等で市民の皆さんに広く呼びかけ、飼い主の義務の周知徹底を図っています。

2 本市からの委託を受けた動物病院や、例年4月に市内各所に設けた出張会場において、犬の狂犬病予防注射を行っています。

動物の愛護と適正飼育普及啓発事業

動物の飼い主に向けて正しい飼い方やしつけ、災害への備え、終生飼育の啓発を行うとともに、小・中学生をはじめとした市民の皆さんに向けて動物愛護のイベントを実施しています。

また、飼い主のいない猫の繁殖を防止し、地域の環境を保全するため、猫の不妊去勢手術や地域猫活動を推進する取組を行っています。

犬・猫の引取り・保護収容

飼えなくなった犬・猫及び飼い主が判明しない犬・猫、負傷動物の保護収容を行っています。

犬・猫の返還・譲渡

迷子等で保護収容した犬・猫は飼い主への返還を進め、返還できない犬・猫及び飼い主から引き取った犬・猫は、個人や動物愛護団体等に可能な限り譲渡しています。

動物取扱業の登録・施設監視

動物の販売、保管、貸出し等を業として行う場合は、「動物の愛護及び管理に関する法律」により登録が義務付けられており、その登録事務を行うほか、責任者の研修を行っています。

特定動物の飼育許可及び指導

ワニ、サル、ライオン等、人に危害を加えるおそれの高い動物を飼育するための許可事務を行っています。また、定期的な監視により、危害防止を図っています。

施設の貸出し・見学

センター内の視聴覚室兼研修室、飼育体験実習室等の市民利用施設としての貸出や、施設見学の受入を行っています。

■医療安全支援センター（医療安全課）

医療安全の推進のため、次のことを行っています。

- 1 患者・市民の皆さんから、医療に関する相談に対応するため「医療安全相談窓口」を運営し、患者と医療機関との信頼関係の構築を支援しています。
- 2 医療安全に関しての市内医療従事者向け・市民向け講演会の開催及びリーフレットの配布等を通じて、普及・啓発を行っています。
- 3 市民、医療関係団体及び有識者による医療安全推進協議会を開催し、医療安全支援センターの運営等への助言を得ています。
- 4 医療安全に関する情報の収集及び医療安全メールマガジン等を通じて情報の提供を行っています。

■医療機関の許認可、指導（医療安全課）

医療機関（病院、診療所、助産所）や医療法人の許認可等を行っています。

また、医療機関における医療安全の推進を支援するため、立入検査等を通じて指導及び啓発等を行っています。

■薬事施設の許認可、指導（医療安全課）

各区福祉保健センターで行っている薬局、医薬品販売業及び毒物劇物販売業等の許認可や、これら施設への監視指導を支援・統括しています。

また、薬物乱用による青少年等の健康被害を未然に防止するため、ポスター掲示・リーフレット配布及びホームページを活用した普及啓発を行うとともに、関係団体と連携して薬物乱用防止キャンペーンを実施しています。

■衛生研究所

所在地：金沢区富岡東 2-7-1

TEL : 045-370-8460 FAX:045-370-8462

衛生研究所は、保健所と緊密な連携のもとに、市民の皆さんの健康・安全・安心に関する試験検査や調査研究等を通して健康危機管理の一翼を担っています。

1 試験検査

- 感染症や食中毒あるいは有害化学物質による健康危機の原因究明に関する検査
- 保健所がサンプリングした食品等の理化学的検査や微生物学的検査
- 感染症法に基づき急性呼吸器感染症、麻疹等の流行状況を把握するために医療機関から送られてくる検体の病原体検査
- 市民の皆さんからの食品等の相談に基づく原因究明に関する検査、衛生害虫の同定

2 精度管理

検査部門から独立した信頼性確保部門を設置し、食品衛生法に基づく食品検査及び感染症法に基づく病原体検査において、標準作業書に従い検査が実施されているかを定期的に点検・評価して検査の品質を保証します。

3 調査研究及び研修指導

試験検査から派生する検査技術上の課題、感染症、食品衛生対策などに関する行政課題及び国からの要請に基づく課題解決のための調査研究に取り組んでいます。

また、保健所や地域保健関係機関等の職員に対して研修指導を行っています。

4 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

感染症法に基づく地方感染症情報センターとして、医療機関、市民、保健所、区福祉保健センター等に感染症の発生・流行情報を提供しています。また、保健所や各区が行う疫学的調査分析のサポートを行

っています。

なお、「衛生研究所ウェブサイト」により、感染症や食品衛生・生活衛生などの情報を提供しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryofukushi/kenko-iryo/eiken/>

市立病院の経営

市立病院は、それぞれの病院の特徴を生かし、将来にわたって安定した経営基盤のもとで、引き続き、救急医療、感染症医療、災害時医療やアレルギー疾患医療等の政策的医療の充実や、入院前から在宅復帰に向けた患者支援体制の充実など地域医療全体への貢献に、中心的な役割を果たしていきます。

■市民病院

所在地：神奈川区三ツ沢西町1番1号

TEL045-316-4580（代）、FAX045-316-6580

市民病院は、昭和35年10月に4科、24床で開院し、以降医療機能の充実を図り、現在は34科、650床（うち感染症病床26床）で運営しています。平成29年から2度目の再整備を行い、令和2年5月に新病院が開院しています。

令和6年度の1日平均患者数は、入院患者576人、外来患者1,353人でした。

がん医療では、地域がん診療連携拠点病院及びがんゲノム医療連携病院として、da Vinci手術（ロボット支援下による手術）、先進的な薬物や高精度放射線治療装置による治療、がん遺伝子パネル検査など、高度な治療や検査に対応しているほか、がん相談支援センターを中心に様々な職種でがん患者さんの悩みや不安に対する支援を積極的に行ってています。

心血管疾患では、令和5年10月から経カテーテル的大動脈弁置換術（※）を開始し、心臓弁膜症患者の治療の選択肢が広がりました。

周産期医療では、母子医療センターにおいて県内でも有数の分娩を取り扱っています。特に無痛分娩は、産婦人科医、助産師、麻酔科医、看護師等の連携を進めながら、令和3年度からトライアル開始後、年々件数を増やしています。今後も利用者のニーズを踏まえた安心で安全な無痛分娩を行っていきます。

医療機関にとって、厳しい経営環境がありますが、横浜市のリーディングホスピタルとして、地域の方々にとっての「安心とつながりの拠点」として、良質な医療サービスの提供に努めます。

※通称 TAVI、血管を通路に見立て、人工弁を搭載したカテーテルを心臓まで運び、大動脈弁の交換を行う手術です。

■脳卒中・神経脊椎センター

所在地：磯子区滝頭1-2-1

TEL045-753-2500（代）、FAX045-753-2859

脳卒中・神経脊椎センターは、平成 11 年 8 月に脳血管医療センターとして開院、平成 24 年度から診療領域の拡充・拡大を図り、平成 27 年 1 月に病院名称を「脳卒中・神経脊椎センター」へ変更しました。現在は 8 科、300 床で運営しています。

令和 6 年度の 1 日平均患者数は、入院患者 252 人、外来患者 166 人でした。

脳血管疾患を中心に「断らない救急」を徹底し、救急車搬送患者受入件数は前年度の 2,090 件から 2,234 件に増加しました。

また、脊椎や膝関節等の運動器の疾患に対しても高度な治療を実施することで市民の健康寿命延伸に貢献し、整形外科における手術件数（入院・外来合計）は前年度の 628 件から 670 件に増加しました。

なお、併設の介護老人保健施設（入所定員 80 人、通所定員 33 人）は、平成 19 年から指定管理者の社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスが管理運営を行っており、令和 6 年度の 1 日平均利用者数は入所者 73 人、通所者 28 人でした。

令和 7 年度も、市民の健康寿命延伸に向けた取組を進めるとともに、さらなる経営改善によって自立的かつ持続可能な経営基盤の確立を図ります。

■みなど赤十字病院

所在地：中区新山下 3-12-1
TEL045-628-6100（代）、FAX045-628-6101

みなど赤十字病院は、公設民営の市立病院として、指定管理者である日本赤十字社の運営のもと、平成 17 年 4 月に 23 科、584 床で開院しました。

平成 19 年 5 月には精神科病床が開床し、現在は 36 科、624 床で運営しています。

令和 6 年度の 1 日平均患者数は、入院患者 517 人、外来患者 1,163 人でした。

救急医療では、前年度に引き続き全国トップクラスの救急車搬送による受入患者数を維持しています。

アレルギー疾患医療では、アレルギー専門小児科医師等による保育士や幼稚園教諭等を対象とした食物アレルギーに関する研修会を引き続き積極的に実施しています。

また、指定管理者独自の取組としては、開院 20 周年を迎えるにあたり、地域における役割を明確化し、それらを発信、共有する「ブランディング活動」を開始しました。

令和 7 年度は、引き続き日本赤十字社を指定管理者として市との協定に基づいて、救急医療、アレルギー疾患医療、災害時医療などの政策的医療等を安定的に提供するとともに、市立病院として地域医療全体の質向上を図る先導的な取組を推進していきます。また、市としては令和 7 年度も質の高い医療が提供されるよう指定管理者の取組の点検・評価を行っていきます。